

宍粟市小中一貫教育の 推進及び整備方針

令和7年5月改訂版

宍粟市教育委員会

●目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
- 2 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
 - (1) 教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応
 - (2) 発達の早期化をめぐる現象
 - (3) 地域コミュニティの核としての学校における社会性育成機能の強化の必要性
- 3 小中一貫教育の必要性について・・・・・・・・ p. 3
 - (1) 本市学校教育の現状と課題
 - (2) 小規模校のメリット
 - (3) 本市の教育上の課題を解決するために
 - (4) コミュニティ一貫校を推進することで見られた成果
- 4 小中一貫教育制度について・・・・・・・・ p. 6
 - 制度の種類
- 5 基本的な導入手順とPDCAの推進・・・・・・・・ p. 9
 - (1) めざす子ども像の設定
 - (2) 具体的目標、評価項目・指標などの設定
 - (3) 優先順位の決定
 - (4) C（チェック＝評価）とA（アクト＝改善）
- 6 本市の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 11
 - (1) 推進項目
 - (2) 対象校
 - (3) 推進方法
 - (4) 小中一貫校のめざすべき取組
 - (5) 小中が接続する区切り、学年における取組の強化
 - (6) 小中一貫校における学校の設置形態
 - (7) 6－3制、4－3－2制、5－4制
 - (8) 施設の形態とマネジメント体制

7 市による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 16

- (1) 人的支援…小中一貫教育推進教員の配置
- (2) 財政支援…小中一貫教育講演会等推進費の計上
- (3) 市教委との協働体制の確立…小中一貫教育推進プロジェクト会議の設立

8 地域との協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 17

- (1) 学校運営協議会の設置（コミュニティスクール）推進
- (2) 地域の意見集約・反映と関係者評価の充実

【付録 1】 小中一貫教育 Q & A

【付録 2】 宍粟市における小中一貫教育にかかる議論と今後の予定について

【付録 3】 校時表（例）について

【付録 4】 兼務発令協議書（例）について

1 はじめに

宍粟市教育委員会は、小中一貫教育の導入について平成19年7月に市長への提言を行い、継続的に具体的な導入方法の検討を行ってきました。平成21年2月には、「宍粟市小中一貫教育構想」を決定するなど先進的な研究と取組を続け、令和5年3月に制定された宍粟市義務教育の振興にかかる基本構想・後期基本計画「しそうの子ども生き生きプラン」の中では、主要施策として「地域との協働による小中一貫教育の充実」を推進することを掲げています。

この度、当方針に沿って策定された、「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」を本市の小中一貫教育推進の現状を鑑み、改訂しました。

今後、本市ではこの方針に基づき、コミュニティスクールの利点を最大限に活用しながらすべての小・中学校で小中一貫教育を推進を継続していきます。

教職員はもとより、保護者や地域のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

2 策定の背景

現在、全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が進められている背景にはさまざまな要素が存在しています。以下にそのいくつかを挙げます。

(1) 教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応

平成29年度に告示された学習指導要領においては、グローバル化や情報化などの変化が加速度的となる中で将来の予測がますます難しい時代となっていることを踏まえ、急激な社会的変化の中でも、未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることができる学校教育を実現することとしており、教育内容の量的・質的な充実が求められています。

これらの変化に対応するため、小・中学校の教員が連携して、小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細やかな指導などの学習指導の工夫等に、令和3年度4月以降、併設型小中一貫教育を推進することにより、取り組んでいます。

(2) 発達の早期化をめぐる現象

6－3制（小学校6年生・中学校3年生制）が導入された昭和20年代前半と比較すると、例えば、平成25年の児童生徒の身長伸びや体重伸びの大きい時期は、2年程度早まってきています。また、女子の平均初潮年齢についても、2年程度早まるなど、思春期の到来時期が早まっているのではないかと指摘があります。

また文部科学省が行った各種アンケート調査では、「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について、小学校4年から5年に上がる段階において肯定的回答をする児童の割合が下がる傾向があることや「自分が周りの人（家族や友達）から認められていると思いますか」という自尊感情に関わる質問に対し、小学校高学年から急に否定的な回答が多くなるといった結果が見て取れます。

以上のことなどから、小学校4～5年生頃に発達上の段差が存在し、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の芽は既に小学校高学年から生じているとの分析もあります。

これらのことに対応するため、学習規律や指導方法に一貫性を持たせたり、生活指導の方針や方法に一貫性を持たせたりしながら、取組を進めています。令和6年度全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙調査）において、「学校へ行くのは楽しい」「自分にはよいところがある」「先生は、あなたのよいところを認めてくれている」の質問に対する肯定的な回答の割合が、本市においては全国平均よりも高かったことなどから、市全体としての取組を進めていることに対し、一定の成果が表れていると考えることもできます。

【参考資料：主な小・中学校段階間の差異】

- ① 授業形態の違い（小学校：学級担任制／中学校：教科担任制）
- ② 指導方法の違い（小学校：丁寧きめ細かく指導、比較的活動型の学習が多い／中学校：小学校に比べてスピードが速い、講義形式の学習が多い）
- ③ 評価方法の違い（小学校：単元テスト中心、関心・意欲・態度が重視される傾向／中学校：定期考査中心、知識・技能が重視される傾向）
- ④ 生徒指導の手法の違い（中学校では思春期を迎える生徒を指導することもあり、小学校と比較して規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向）
- ⑤ 部活動の有無（中学校から部活動が始まり、放課後のみならず休日の活動を行う機会も増えるなど、子どもの生活が劇的に変化する）

(3) 地域コミュニティの核としての学校における社会性育成機能の強化の必要性
子どもたちの社会性の育成をめぐる社会環境の変化への対応の必要性も、小中一貫教育の取組が推進されている背景の一つであると言えます。

具体的には地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯あたりの子どもの数の減少といったさまざまな背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっているとの指摘があります。

また、少子化などに伴い、単独の小学校及び中学校では十分な集団規模を確保できない地域も多くなっています。

こうした中、異学年交流を活発化させたり、より多くの多様な教師が児童生徒たちに関わる体制を確保したり、地域の教育力を積極的に学校に取り入れたりすることへのニーズが高まり、小中一貫教育の導入（いわゆる「縦の統合」）が行われている現状があります。

3 小中一貫教育の必要性について

(1) 本市学校教育の現状と課題

現在、予想をはるかに上回るスピードで少子化・過疎化が進み、児童生徒数の減少が続いています。結果として特に市北部では、単学級編制の小中学校が増加しており、中学校に進学しても同じメンバーで生活することが多くなっています。その場合、就学前の保育・教育も入れると最長15年間も同じ学年集団で生活することになります。気心の知れた者同士の学校園所生活は、安心感が得られやすい一方で、対人関係を固定化させ、俗にいう人見知りの傾向をもたらしていることは否めません。同時に学習指導においても、中大規模校と比較すると多様な考え方に触れる機会が少なくなり、思考力・表現力を充実させる活動につながりにくい一面もあります。

(2) 小規模校のメリット

一方で小規模校での教育には、以下に挙げるようなメリットがあります。

ア 個に応じた指導が充実する

児童生徒数が少ないために教員の目が一人ひとりに行き届きやすく、人間関係上のトラブルについても、早期解決につながるケースが多いと思われます。また、学習指導の面でもつまづきを早い段階から把握して、対策をとることが容易です。

イ 学年を越えた充実した学びを行うことができる

小規模校では、校長をはじめ教職員の創意工夫を学校運営に反映させやすい傾向があります。具体的には、例えば全校児童生徒を対象とした活動を企画することが容易になったり、縦割り班による異年齢の交流や学校同士の共同学習などが実施しやすかったりします。

ウ 児童生徒の活躍の場が増える

人数が少ないために係活動や体育祭（運動会）、文化祭（学習発表会）等における役割が多くなり、活動の場が広がります。

(3) 本市の教育上の課題を解決するために

上記のような課題を総合的に解決し、メリットをより有効に活用するためには学校での教育活動をとおして、地域の教育力を育むという考え方を重視していく必要があります。本市のように人口が著しいスピードで減少している地域においては、まちづくりの活力低下に伴い、地域への誇りや自信も損なわれていく恐れがあります。そのような状況においても地域ぐるみで「新しい学校」を創造するような取組が実践できれば、学校関係者のみならず、そこに住む人々も誇りや自信を高めることができる可能性があります。それは、子どもたちの地域への誇りや自信を高めることにもつながり、結果として子どもたちの教育環境を向上させることにもつながります。実際に多くの調査結果から生活体験・自然体験の経験回数・時間数と忍耐力や道徳観・正義感には強い相関関係

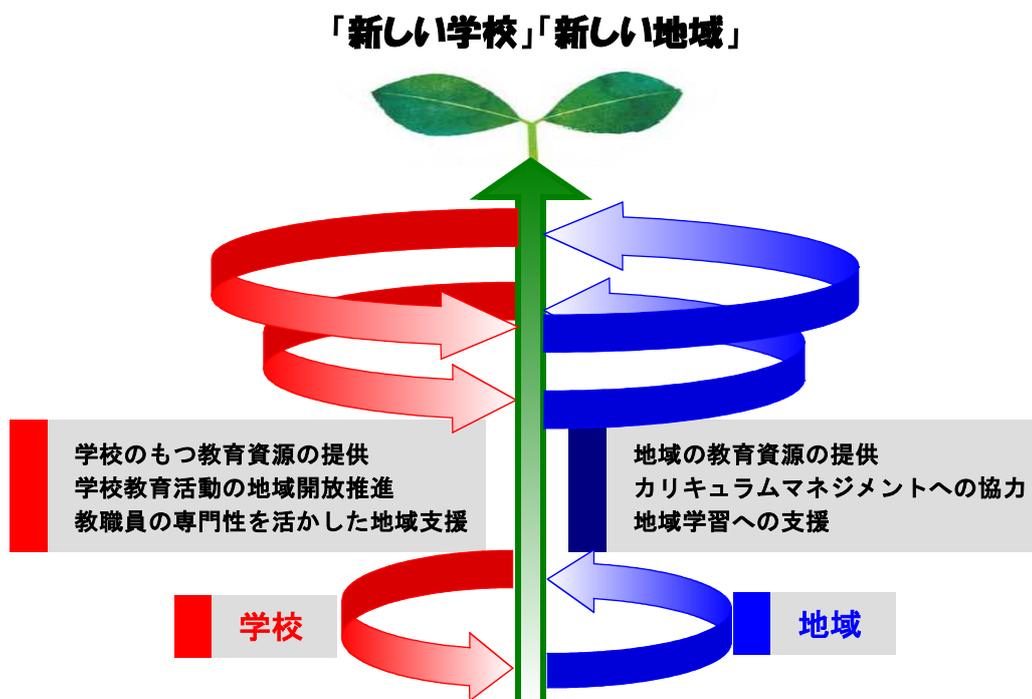
があることが報告されています。

このような取組を展開していくためには、教職員も意識的に地域と連携し、地域の力を借り、地域と協働した教育活動を展開するように努めなければなりません。特に特別活動や総合的な学習の展開には、地域の協力が不可欠であり、同時に学校と地域の関係を緊密にするためには、学校の運営や教育活動の活性化に向けて地域の人々が学校経営に参画しやすい環境を整えることが必要です。学校と地域が育てたい子ども像を共有し、その実現のために一体となって取り組むことのできる学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールの推進は、多くの地域の人々が学校に関わる姿を子どもたちに後ろ姿で見せる効果もあり、それは地域の教育力を子どもに実感させることにもつながります。

言い換えれば、学校と地域がその特徴を十分に活かし、相互の機能を補完し合いながら高めあっていくシステムを構築することができれば「新しい学校」「新しい地域」を一体的に創造することが可能となります。

つまり地域は、学校に対して①地域の教育資源を提供する、②カリキュラムの編成等について地域の特長を活かした提言を行うと同時に、その実現に向けてできる限りの支援を行う、③地域学習に参加している児童生徒を見守り、指導する等の関わりを実施する、

一方で、学校は、地域に対して①学校のもつ教育資源（施設やICT機器、図書館の蔵書等）を地域に提供しやすい仕組みをつくる、②運動会・文化祭等の行事をはじめ授業等も含めた多くの学校教育活動を地域に開放し、子どもの姿の見える地域づくりに寄与する、③教職員の専門性を活かして地域協働の取組を強化する、等の関わりを行うことが考えられます。



また保護者は、就学前から中学校までの十数年間を同じクラスで学ぶ子どもたちに、互いに切磋琢磨するための自信や向上心、及び将来自立した社会人になるためのたくましさを育てて欲しいという願いをもっています。加えて相談できる同世代の人が少ない中での子育ての不安は大きなものがあり、子育て支援の面においても学校・地域が一体となって教育にかかわる環境づくりが急務です。

総括するとコミュニティスクールと小中一貫教育を一括して推進することで、子どもたちに異年齢の友だちや世代を超えた地域の人々とかかわらせながら、さまざまな体験の機会を提供し、自主性・創造性・社会性を育てることができます。また、体験活動を仕組むために学校と地域の大人が力を結集して子どもを育てる環境を整備していく取組をとおして小中学校と地域が融合して「一つの学校・一つの地域」へと成長できる可能性も芽生えます。

このような取組（「**コミュニティ貫校**」と呼ぶこととします。）は本市の義務教育をより魅力あるものとして再構築していくために最適なものと考えます。

（４）コミュニティ貫校（小中連携を含む）を推進することで見られた成果

ア 学習指導上の成果

- （ア）地域人材からの指導による、ふるさと学習等を推進でき、地域についてより多くのことを学ぶ機会となっている。
- （イ）ふるさと学習等のさまざまな体験活動が、豊かな心を育むことにつながっている。
- （ウ）異学年交流を通じて、感性やコミュニケーション力が高まった。

※学習指導上の留意点

- ①小中学校間において、学校行事を計画する上で十分な情報交換を行う。
- ②家庭学習の手引き等を統一する。
- ③小中学校が連携した校時表を作成する。

【校時表の例】…付録 3

イ 生徒指導上の成果

- （ア）小学生と中学生の交流を通して、お互いが良いところに気付いたり、再確認したりする機会となっている。
- （イ）「自分の学校が好きだ」と肯定的に答える児童生徒の割合が多い。
- （ウ）小学校と中学校の両方の教職員からの関わりにより、中学校進学への不安が緩和された。

※生活指導上の留意点

- ①小中学校間において、生活のきまりや生活の流れについて、十分な情報交換を行った上で指導・支援を行う。
- ②生活アンケート等の実施について、情報共有を行いながら、児童生徒の内面理解を図る。
- ③小中連携連絡会を開催し、児童生徒に対する共通理解を図る。

ウ その他

(ア) 保護者や地域からは、引き続き、小中連携行事を積極的に進めて欲しいとの意見が聞かれている。

4 小中一貫教育制度について

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

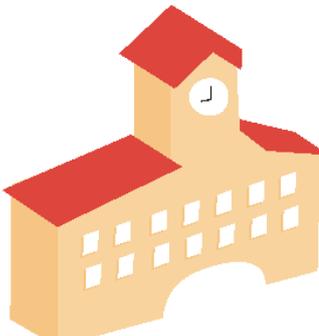
小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことをとおして、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざすさまざまな教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員がめざす子ども像を共有し、9年間をととした教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

①義務教育学校

新たな学校種
⇒ 1人の校長、一つの教職員組織
修業年限：9年
(前期課程6年＋後期課程3年)



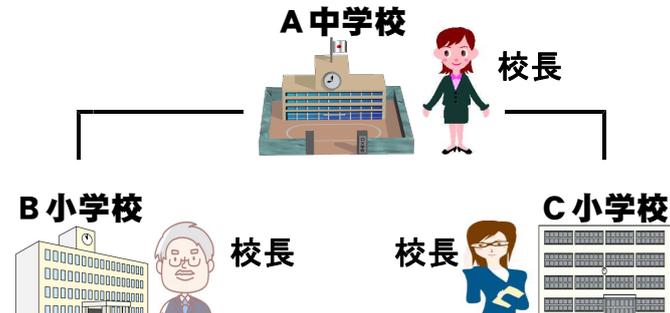

校長（1人）

小中一貫型小学校・中学校

・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒ それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校

A 中学校



B 小学校 校長 校長 **C 小学校**

※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
(例)

- ・ 統合調整を担う校長を定める
- ・ 学校運営協議会を合同で設置

異なる設置者が設置する場合→

③連携型小学校・中学校

まず小中一貫教育を行う学校は、次の2種類に分類されます。

ア 1人の校長の下で1つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する学校。
9年制で教育を行う。**（義務教育学校）**

イ 組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す学校。**（小中一貫型
小・中学校）**

さらに上記の**小中一貫型小・中学校**のうち、同一設置者（県や市町村など）が設置するものについては**中学校併設型小学校、小学校併設型中学校**（以下、**併設型小・中学校**という。）、設置者が違うものについては**中学校連携型小学校、小学校連携型中学校**（以下、**連携型小・中学校**という。）に分類されます。

本市の場合、現在、すべての小中学校の設置者は「宍粟市」であるため、小中一貫型の小中学校の制度を活用する場合には、すべて「併設型小・中学校」に分類されることとなります。

次にそれぞれの種類について簡単に解説していきます。

（義務教育学校）

「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。

修業年限は9年ですが、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められています。

義務教育学校は、9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されていますが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4—3—2」や「5—4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります。

義務教育学校は、国立・公立・私立のいずれも設置が可能ですが、公立については、既存の小学校及び中学校と同様、市区町村の学校設置義務の履行の対象であり、市区町村教育委員会による就学指定の対象校となります。また、施設の形態についても、いわゆる施設一体型だけでなく、前期課程と後期課程や学年段階の区切に応じて異なる施設を用いる施設隣接型や施設分離型の義務教育学校を設置することも可能です。

教員の免許状については、小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていれば、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の教師となることができます。

(併設型小・中学校)

併設型小・中学校は、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるイメージです。

これらの学校においては、

- ①小学校と中学校の組織文化の違いを乗り越える必要があること
- ②3校以上の学校が連携・接続する形態があり得ること
- ③一般的な小中連携と明確に区別する必要があること

等を踏まえ、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組を整えることが要件とされています。

具体的には、例えば、

- ①関係校を一体的にマネジメントする組織（例：△△学園等）を設け、学校間の総合調整を担う校長（例：学園長、統括校長等）を定め、必要な権限を教育委員会から委任すること
- ②学校運営協議会を関係校が合同で開催し、一体的な教育課程の編成をはじめとする学校運営に関する基本的な方針を承認する手続を明確にすること

などが考えられます。

併設型小・中学校には、義務教育学校と同様、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が設置者の判断によって認められます。

また、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組が整えられていることから、通常の小・中学校と比較して、9年間一貫した指導を実施したり、「4—3—2」や「5—4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定したりして、取組を行うことが容易であると言えます。

(連携型小・中学校)

ほとんどの場合、一貫して教育を行おうとする小学校と中学校の設置者は同一であると考えられますが、設置者の異なる小学校と中学校が一貫した教育を行おうとする場合も少数ながら想定されます。そのような場合に適用される仕組として、連携型小・中学校の制度が設けられていますが、ここでは省略します。

5 基本的な導入手順とP D C Aの推進

(1) めざす子ども像の設定

学校としてのビジョンのもと、把握された現状と特定された課題や中学校区内の保護者や地域住民の願いを踏まえ、「義務教育段階を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、めざす子ども像を設定することとなります。その際、自立した大人をイメージして15歳段階の子ども像を設定することが重要です。

また、15歳段階の子ども像を前提として、各学校段階や学年段階の区切りごとに子ども像を設定し、学校と保護者、地域住民の役割分担も行いながら、各段階での責任をもった取組を強化するという工夫も考えられます。

(2) 具体的目標、評価項目・指標などの設定

「めざす子ども像」の実現に近づくためには、児童生徒の学習の状況や地域の実態などを踏まえ、なるべく具体的な目標を設定することが重要です。同時に、目標を可視化する評価項目・指標を立てることも大切になります。

評価項目・指標の設定にあたっては、関係者が努力の成果を実感して更なる改善への意欲を高めたり、保護者や地域住民と進むべき方向を共有して協働関係を強化したりできるよう工夫することが必要です。例えば、数値によって定量的に評価できる項目と質的な評価項目の双方を組み合わせたり、目標の達成状況を把握するための指標と達成に向けた取組の状況を把握するための指標をそれぞれ設けたりすることも考えられます。

特に、小中一貫教育に取り組む学校においては、その学校が小中一貫教育の取組によりめざしている効果や実施する取組内容、想定される課題等を踏まえ、評価項目・指標を設定することが大切です。その際には、既存の学校評価の仕組みを有効に生かしていくといいでしょう。例えば、英語教育を小中一貫教育の核に据えるのであれば、英語検定の受検割合や合格者割合といった指標を掲げたり、地域を支える人材の育成を重点に掲げるのであれば、「トライやるアクション」や地域ボランティア活動に取り組んだ児童生徒の割合、地域行事への参加状況を数値として掲げたりすることなども考えられます。また、小中一貫教育を通じて達成しようとしているねらいを踏まえ、児童生徒の問題行動等の件数、仲の良い後輩・憧れる先輩がいる児童生徒の割合などを評価項目・指標とすることなども考えられます。

次に個別の取組を計画するにあたっては、ねらいを明確にすることが重要です。特に、小中一貫教育の象徴的な取組でもある、学年段階の区切りの見直しや教科担任制・相互乗り入れ指導、異学年交流などについては、表面的な取組を行うだけでは成果は期待できません。また、系統図の作成についても、幾ら精密なカリキュラムを用意しても、それらが実際に指導の改善に生かされなければ意味がありません。目的と手段を取り違えることなく、ねらいを明確にして実効性のある具体的な計画を立てるよう心がけましょう。

(3) 優先順位の決定

ア 計画を作成するとき、重要なことが優先順位付けです。具体的な取組項目の選定や優先順位付けにあたっては、地域・学校の置かれた客観的な諸条件や費用対効果を踏まえて優先順位付けを行ったり、行程表を定めて段階的な取組を行ったりすることが必要となります。取り組む項目について適度な絞り込みを行うことにより、教職員全体が目標を明確に捉えることも可能となります。このことは、小中一貫教育が多忙化につながるという懸念を除去する上でも重要だと言えるでしょう。

イ なお、学校の多くでは、既に校内研究などでさまざまな取組を行っていることが想定されますので、小中一貫教育を学校全体での取組とする上でも、「後回しにするものを決めたり、取り組まないものを決めたりする」といった「劣後順位」という逆の発想をもって業務のマネジメントを行うことも重要です。

(4) C (チェック=評価) と A (アクト=改善)

ア (1) (2) (3) で述べてきたように課題が正確に特定されており、めざす子ども像や具体的な目標、評価項目・指標が設定され、その実現のための計画が策定されていれば、評価を行うことは容易になります。成果が出ている場合は成果につながった要因を分析し、実践記録として残し、翌年度のカリキュラム等に位置付けていきます。成果が出ていない場合は、その理由を分析して改善を図っていくということが基本になります。

イ これらのことが明確になっていないと、いわゆる「評価疲れ」が生じ、多用感が増し、小中一貫教育そのものが停滞する要因となる危険性があります。

ウ また、成果や課題は、視覚的に分かりやすい表やグラフなどにより可視化することも重要です。誰の目にも分かりやすいということは、教職員や学校関係者が成果を実感し、課題に向き合うためにも重要です。新たに異動してきた教職員が早期に小中一貫教育の意義を共有し、チームの一員として取組を始めるためにも効果的です。

エ このような観点から、例えば、授業や小中協働行事、異学年集団活動等の振り返りや、児童生徒が制作した感想文や絵画等に見られる変化を記録し、評価資料として蓄積することも考えられます。また、何人かの児童生徒を抽出し、その生徒の感想文や振り返りをファイリングし、ポートフォリオ評価を行うといった工夫も考えられます。

オ 評価を行うにあたっては、子どもの育ちを継続的に見つめている保護者や地域住民の果たす役割も大事になってきます。(1) では課題の特定や目標の設定プロセスに保護者や地域住民の関与を求めることの重要性について述べましたが、評価のプロセスにおいても、参考情報としてアンケートを行うことのほかに、例えば保護者や地域住民と教職員がワークショップ形式で話し合う中で、多様な成果や課題を記述して取りまとめていくといった方法を採用することも考えられます。

カ こういった保護者や地域住民など学校外の方々の協力を得て会議などを開催する場合は、小中学校の教育活動や空き時間、保護者・地域住民の時間を調整し、過度な負担がかからないよう配慮しながら行う必要があります。

小中一貫教育は、導入したからすぐに成果が出るというような単純なものではありません。教職員の意識変革が行動の変革につながり、教育課程や指導の改善が行われた結果、さまざまな面でじわじわと効果が出てくると考えられます。文部科学省の調査でも、実施経過年数が長い取組の方がより多くの成果を生み出していることが明らかになっています。

キ このため、小中一貫教育の成果の評価については、前年度とだけ比較するのではなく、小中一貫教育の取組の初期段階からの変化の状況を経年比較可能な形で積み上げていくことが重要です。よって、単年度の成果・課題の把握や改善はしっかりと行いつつ、総括的な評価については、約3年を目安に複数年かけて実施するといった工夫も考えられます。

ク 小中一貫教育が本質的に中長期的な要素を持つ取組であるという点については、保護者や地域住民はもとより、例えば市長や市議会、財政当局などの理解を得ておくことも重要です。

6 本市の基本方針

(1) 推進項目

- ・地域総がかりで「新しい学校」を創造します
- ・「中1ギャップ」解消により学校生活におけるつまずきを予防し、豊かで実り多い義務教育を実施します
- ・地域に対して愛着と誇りをもった子どもを育みます
- ・9年間を見通した教育の実施により、学力の向上を図ります
- ・教職員の意識改革と資質向上を進めます

(2) 対象校

市内全小中学校

(3) 推進方法

各中学校区を基本単位として実施します。令和3年（2021年）度から設立を開始し、**令和9年（2027年）度を目処に市内すべての小中学校を併設型小・中学校とします。**

【表1】現行制度下の小・中学校と義務教育学校、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の比較

	現行制度下の小・中学校	義務教育学校	中学校併設型小学校 小学校併設型中学校
教育課程	①学習指導要領で示された目標・内容に基づき、各学校が教育課程を編成する ②一貫教育の実施に必要な <u>特例の教科等を創設する場合は、文科省へ申請して指定を受ける必要あり</u>	①9年間の系統性を確保した教育課程を編成する（9年間の教育目標の設定） ②小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な <u>特例の教科等を創設することが可能</u>	※義務教育学校に同じ
学校組織	①学校ごとに校長、教頭、教員等を置く（配置数は標準法に基づく） ②学校ごとに教職員組織を編成	①校長は1人（ただし、副校長又は教頭をもう1人配置 ※教員等の配置数は同じ） ②ひとつの教職員組織（定数は、小学校と中学校の定数を合計したのと同じ）	※現行制度下の小・中学校に同じ
施設	<u>基本的に別施設として設置</u> （国庫負担の対象は、小学校同士・中学校同士の統合のみ）	<u>施設の一体・分離を問わず設置可能</u> （小・中一体施設を作る場合も国庫負担される）	※義務教育学校に同じ
教員	教員は、所属する学校の免許状を保有すればよい	教員は、小・中両方の免許状を保有すること（原則）	※現行制度下の小・中学校に同じ

↑ ↑
法で位置づけられた「小中一貫校」

(4) 小中一貫校のめざすべき取組

- ア 9年間を見通した子ども像が共有されている。
- イ 学校教育目標に一貫性がある。
- ウ 学習規律や指導の方法に一貫性がある。
- エ 生徒指導の方針や方法に一貫性がある。
- オ 特別支援教育の方針や方法に一貫性がある。
- カ 地域性を活かした総合学習や特別活動が小中学校で連携して行われている。

(例：ふるさと学習の実施)

- キ 各教科指導における全体計画・指導計画に一貫性があり、9年間を通したカリキュラムに基づき指導が行われていることが望ましい。
- ク 人権教育・道徳教育の全体計画・指導計画に一貫性があり、9年間を通したカリキュラムに基づき指導が行われていることが望ましい。
- ケ 兼務発令を受けた教員による小中相互乗り入れ授業については、乗り入れ授業のメリット・デメリットを考慮しつつ、校区の実情に応じて、教育委員会とも協議しながら導入の可否を検討することとする。

導入する場合は、小中一貫教育推進前年度3月に、県教委あて、兼務発令協議書を市教委を通じて提出する。…付録4

【表2】 宍粟市における小中一貫校のカリキュラムイメージ

	特別活動 総合的な学習 (例) ふるさと学習	人 権	各 教 科 等	
	各校の地域性を活かしつつ、小中9年間の取組として新たに再構築		指導方法	指導教員
小1 小2 小3 小4 小5 小6 中1 中2 中3			学級担任制 あるいは 教科担任制	小学校教員 中学校教員

このほか、小中一貫校では次のような取組を行うことができます。

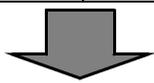
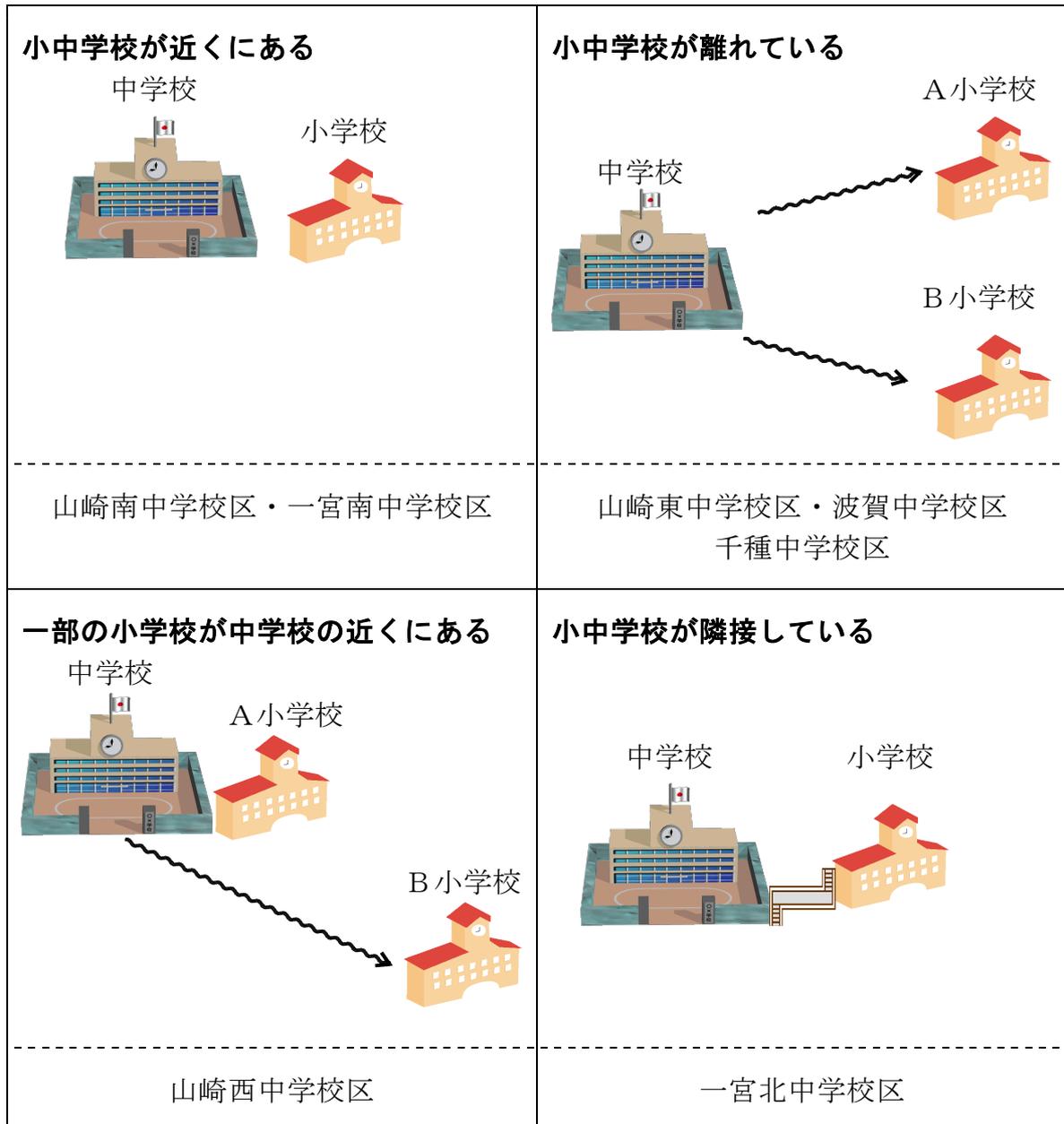
- ・ 9年間で系統立てた学習規律・生活規律のルールの設定
- ・ 9年間を見通した学習方法や学習時間のマニュアルの作成
- ・ 9年間を見通したノート指導や発表の方法の指導
- ・ 9年間を見通した宿題・学習時間の量の段階的な増加の配慮
- ・ 小・中学校の移行期（例：小学校5年生～中学校2年生）における小中学校教員によるティームティーチングの実施
- ・ 小学6年生の3月から中学1年生の4月までの一部期間を対象に小学校の学習内容を復習したり、中学校の学習内容を先取りして学習したりすることのできる特別の教科指導を実施すること

(5) 小中が接続する区切り、学年における取組の強化

前述したように小中一貫教育を進める上で特に重要になるのは、小学校高学年における小・中学校段階間の接続の円滑化に資するカリキュラム編成上の工夫です。具体的にどのような区切りを設定するかは各学校の実態に応じて判断されるべきですが、単純に区切りを前倒しするのではなく、従来であれば中学校段階の指導の特徴とされてきた取組を段階的に小学校高学年に導入するといった工夫も

考えられます。（具体的には前掲【参考資料：主な小・中学校段階間の差異】をご覧ください。）

(6) 小中一貫校における学校の設置形態



どの設置形態でも併設型小・中学校として推進可能

(7) 6－3制、4－3－2制、5－4制

小中一貫教育の取組の中では、学習指導・生徒指導上の重点を意図的に設けたり、児童生徒の発達段階により柔軟に対応したりするために、6－3制（小学校6年生・中学校3年生制）とは異なる学年段階の区切りを設けている場合があります。これは小中一貫教育の大きな特色の1つであると捉えられています。本市の小中一貫校においては、学校設置者である市が画一的に学年段階の区切りを設定するのではなく、小中一貫教育推進プロジェクト会議などで議論した上で決定していますが、6－3制を選択されています（令和7年3月現在）。

なお、その際には各制度のメリット・デメリットを十分に検証し、児童生徒や保護者、地域の意見も踏まえつつ地域性も十分考慮したうえで、設定することとします。

(8) 施設の形態とマネジメント体制

それぞれの学校の校長が連携しながらマネジメントを行いますが、統合調整は、**該当の中学校長**が行うこととします。（**統合調整担当校長**）

— 統合調整が必要となる可能性のある事項（例） —

- 1 校務分掌の割り振り
- 2 学校事務の仕分け
- 3 合同会議・職員会議の企画
- 4 学校行事の企画・運営
- 5 合同研修の企画・運営
- 6 研究授業・授業参観の計画・実施

【参考資料：小中一貫校となっても各学校毎に取り組む必要がある事項】

※ [] 内は法的根拠

- 1 教育課程の編成・実施〔学習指導要領総則〕
- 2 年間指導計画の作成〔学習指導要領総則〕
- 3 指導要録の作成〔学校教育法施行規則第24条〕
- 4 教科書以外の教材の届出〔地教行法第33条〕
- 5 学校評価の実施〔学校教育法施行規則第66条等〕
- 6 学校保健計画の策定・実施〔学校保健安全法第5条〕
- 7 学校安全計画の策定・実施〔学校保健安全法第27条〕
- 8 学校いじめ防止基本方針の策定〔いじめ防止対策推進法第13条〕

7 市による支援

- (1) 人的支援…小中一貫教育推進教員の配置（実施初年度とその翌年度において、各中学校区に1名の市会計年度任用職員）

小中一貫教育を実施する上では、小学校段階を主に担当する教員と中学校段階を主に担当する教員が相互の学校段階に乗り入れて授業を行うことが有効です。

しかし、乗り入れ授業を行う教員が、元の学校段階における授業に加えて乗り入れ授業を行うためには、当該教員の持ち授業時数が増加することも考えられます。

また、小中一貫教育を推進する上では、併設型小中学校の教職員が中心となって、カリキュラムや行事等の調整役を果たす必要もある。

よって、こうした取組を継続的に行っていくためには、適切な教員配置を進めるとともに小中一貫校導入時には後補充を可能とするための市費による臨時教職員を配置するなどの支援が必要です。

- (2) 財政支援…小中一貫教育講演会等推進費の計上

小中一貫教育を実施するためには、さまざまな施策の計画・設計上の工夫が求められます。例えば、小学校段階と中学校段階の教職員がより一体的に9年間の教育活動に取り組む環境づくりや、学年段階の区切り、児童生徒の体格差を考慮した適切なゾーニングの在り方など、先進地・先進校から学ぶべきことは多岐にわたります。

そこで本市予算には、小中一貫教育講演会等推進費を計上し、教職員が最先端の小中一貫教育理論や具体的な取組について学ぶことができる視察等の機会や講演会・フォーラム等の機会を保障します。

- (3) 市教委との協働体制の確立…小中一貫教育推進プロジェクト会議の設立

現在、教職員は激務に追われ、時間外勤務時間数の縮減・業務改善の実施が大きな課題となっています。加えて小中一貫教育の導入初期段階では、企画の立案や当該校同士での調整作業、制度の再編等に係る業務量の増加が予想されるため、事前にそのリスクを軽減し、可能な限り取り除くための取組が必要です。

そこで小中学校間の総合調整の橋渡しや小中9年間を貫くカリキュラム編成に対する助言などを行うとともに当該校に対する総合的な支援策を策定するために市教育委員会事務局職員を定期的に派遣し、学校支援にあたらせます。

また、当該校教職員とともに小中一貫教育推進プロジェクトチーム（仮称）を立ち上げ、協働して課題を解決することができる体制を整えます。

8 地域との協働

総合的に捉えると子どもの育ちは、各学校単位で収まるものではなく、こども園（保育所・幼稚園）と小学校、小学校と中学校等の学校間の連携は、地域とともに

ある学校づくりを考える上で重要なテーマとなります。とりわけ、義務教育段階である小学校・中学校の連携・接続は急務であり、義務教育の9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組づくりが求められています。

小中一貫教育を進める上で、地域全体の理解・協力が得られるかどうかはその成否に大きな影響を与えるものであり、小中一貫教育導入にあたっては特に「連携・参画・協働」の各場面において保護者・地域住民とビジョンを共有しつつ丁寧に進めていくことが必要です。このような観点から、小中一貫教育とコミュニティスクールを有機的に組合せて導入することはきわめて望ましいことであると考えます。

(1) 学校運営協議会の設置（コミュニティスクール）推進

平成29年度の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正により、2以上の学校について1の学校運営協議会を置くことが可能となりました。9年間を通じた方針・目標等の共有をスムーズにし、関連する小・中学校の学校運営をリンクさせるためにも中学校区内の小・中学校における一体的な学校運営協議会の設置を促します。

(2) 地域の意見集約・反映と関係者評価の充実

9年間一貫した教育目標や教育課程等の基本方針の承認、9年間一貫した学校運営に対する意見の聴取、9年間を通じた学校支援や学校関係者評価の実施など、学校運営の各場面において地域の教育力を最大限生かすことができるよう配慮していきます。

(保護者からの質問)**Q 1 児童が生徒に萎縮するのでは？**

A 1 小中連携が進むことで、児童は小学校入学時から、中学生の姿を身近に見て育つので、その心配はありません。また本市においては、長年にわたり「しそ学校園所パートナーシップ事業」を全中学校区で推進してきており、教職員を含め学校園所の交流が活発であるため、児童生徒アンケート回答からも「(小学生が)中学生を『頼りになる』『憧れる』」と感じたり、「(中学生が)小学生を『かわいい』『妹や弟のようだ』」と感じているなど、幼児・児童・生徒間の壁は徐々に低くなってきています。

Q 2 小学校高学年のリーダーシップが育ちにくくなるのでは？

A 2 小学校単位の教育活動がすべてなくなるわけではなく、小学校6年生が最上級生として活躍する場面もあります。該当校では特に意識して、学年段階の区切りに対応した学校行事の分割実施や校舎フロアの区分による成長段階の演出、各行事の中で高学年がリーダーシップを発揮する機会の意図的な設定など、節目を利用して成長を促す工夫を行っています。また、児童アンケート回答からも「(小学生が)中学生の話し方やまとめ方などを手本にしている」等の意見も聞かれています。

Q 3 急激な変化は子どもたちに悪影響を及ぼすのでは？

A 3 小中一貫校になったからといって、最初からすべてのことについて協働で実施する必要はありません。可能な行事や活動から取り組んでいき、小中一貫教育推進プロジェクト会議等において協議しながら、数年間かけて充実させる意識で取り組んでいきます。

Q 4 6-3制以外を選択する場合、小学校の卒業式や中学校の入学式はどうなるのですか？

A 4 小中一貫教育推進プロジェクト会議などでの議論を経て決定することになりますが、例えば5-4制を選択した場合は、5年生の最後に「5年生を送る会」等を実施し、6年生の終わりには「前期課程修了証書」を授与するなどの工夫も考えられます。中学校の入学式も行わない、あるいは名称を変えて行うなど地域や保護者、児童生徒の意向を踏まえて決定していきます。

Q 5 今までは中学校 1 年生から自転車通学となっていました、4－3－2 制や 5－4 制を導入した場合はどうなるのですか？

A 5 小中一貫教育を実施したからといって、児童の体力や運動能力が年齢以上に伸長することはありませんので、現状のとおり中学 1 年生（7 年生）からの自転車通学が望ましいと思われま（令和 7 年 3 月時点における小中一貫教育推進校は、6－3 制を選択されています）。

Q 6 制服や校歌、校章や学校の名称などはどう変わりますか？

A 6 小中一貫教育推進プロジェクトチームなどでの議論を経て決定することになりますが、事務的・経済的な面での効率等を考えると基本的には現状のままが良いと思われま（令和 7 年 3 月時点における小中一貫教育推進校においては、校歌、校章、小学校名・中学校名は変更されていません）。

Q 7 P T A の組織はどうなりますか？

A 7 小中学校で 1 つの組織とすることも考えられますが、その場合は、市内統一した組織改編が成されるまでは該当校役員の負担が重なることから、注意が必要です。当面の間は 2 人の会長を維持することも含めてメリットやデメリットを充分整理し、慎重に検討していきます（令和 7 年 3 月時点における小中一貫教育推進校においては、小学校と中学校で、別々の組織として運営されています）。

Q 8 例えば 5－4 制を選択した場合、6 年生の授業はすべて教科担任制となりますか？

A 8 P. 13 に示しているとおり、基本的に教科担任制は英語、図工、音楽、体育等の教科で進めることを予定しています。一方で該当校に配置されている教員の免許状保持教科等の状況により、変更することも想定されます。さまざまな条件を勘案し、児童生徒や教員の負担が少なくなるような教科担任制の導入方法を工夫していきます。

Q 9 5－4 制を選択した場合、6 年生は部活動に参加できますか？

A 9 本市では生徒数の減少が進み、部活動の運営に影響を及ぼしています。6 年生が部活動に参加できるようになれば、部員数の減少に一定の歯止めがかかり、活発な部活動につながることも期待できます。しかし、西播大会や県大会など参加範囲が本市より広い中学校体育連盟・吹奏楽連盟主催大会には 6 年生は現状では出場できませんし、練習だけの参加とする場合にも 6 年生に対しては過度の身体的・精神的な負担を強いることのないような十分な配慮も必要です。今後の部活動地域展開についても考慮しながら、慎重に検討していく必要があります。

Q10 小中一貫校を推進するということは中学校の規模適正化はしないということですか？

A10 小中一貫教育の推進と中学校の規模適正化は、目的が違いますので、別個に議論すべきであると考えます。ただし、お互いに影響を及ぼし合う内容ではありますので、ある程度関連づけて考えることは必要です。

Q11 今のところ、市内では施設一体型の小中一貫校はありませんが、このまま、少子化が進めばひとつの校舎で小学校1年生から中学校3年生までのすべての児童生徒が学習するようなこともありますか。

A11 十分考えられると思います。その場合は、他の調整事項と同様に児童生徒や保護者、地域の皆さんの意見を十分に聞き取って慎重に議論した上で決定します。

(教職員からの質問)

Q12 兼務発令についてどう進めるのか？

A12 小中一貫教育推進前年度3月に、市教委を通じて、県教委あて兼務発令協議書を提出し、可能な教科において取り組みます。実施教科については小中一貫教育推進プロジェクト会議などでの議論を経て、慎重に協議します。

Q13 校長を1人にしたり、職員室を共有したりするタイミングは？

A13 現段階においては、本市では義務教育学校の設立はめざしません。よって学
校長を1人にすることは想定していません。職員室については、人的な環境・市の財政状況なども勘案して将来共有することができるよう調整を進めていきます。

Q14 小中一貫校になったら必ず6-3制はやめないといけないのですか？

A14 小中一貫校となっても、一律に現在の6-3制の廃止を求めるものではありません。9年制も含め、柔軟な学年段階の区切りを認めるということです。

各小中一貫教育推進プロジェクトチームなどで議論した上で決定しますが、令和7年3月時点においては、6-3制を選択されています。

【付録 2】

宍粟市における小中一貫教育にかかる議論について

年 月 日	こ と が ら	備 考
H18. 4月	当時の中本教育長が市に対し意見具申	・本市における小中連携教育一貫教育の方向性について
H19. 3. 15	市定例教育委員会で「宍粟市小中一貫教育構想会議」を組織することを決議	
H19. 5. 8	市定例教育委員会で小中連携教育・一貫教育について議論	・複式学級の解消が目的の1つ ・保護者や地域の意向を最大限尊重 ・一貫校とするか連携校にとどめるか今後議論を進める。
H19. 7. 9	教育委員会より市長へ「宍粟市小中学校の今後のあり方について」が提出される。	・平成20年末までに本市の小中学校区を「隣接型一貫教育校区」か「分散型一貫教育校区」かに分類して整理することを提案
H19. 12. 18	市教委事務局から「小中一貫教育推進計画」案が提出され、教育委員会で議論される。	
H21. 2. 19	市教委事務局から「宍粟市小中一貫教育構想」素案が教育委員会に提出され、可決される。	・山崎南・一宮北・波賀・千種中学校区は平成24年度から、山崎西・山崎東・一宮南・三土中学校区は平成25年度から、それぞれ連携型小中一貫教育校としてスタートすることが決定
H25. 10. 28	部長、教育総務課と学校教育課で鳥取県の若桜学園を視察	・小中一貫校(施設一体型)の視察研修を実施
H26. 3. 19	しそ「幼保・小・中」パートナーシップの取組を開始	・公立・私立の保育所・幼稚園も含む連携の取組を開始
H26. 10. 30	第9回小中一貫教育全国サミットin姫路に学校教育課副課長・係長が参加	
H28. 4. 1	「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律」施行	・小中一貫教育に関する制度の類型を「義務教育学校」「小中一貫型小学校中学校」に再分類

H28. 4. 1	一宮北小中学校において試験的に兼務発令を開始	<ul style="list-style-type: none"> 一部の中学校教諭が小学校で、小学校教諭が中学校で授業開始
H29. 1. 27	教育長・教育部長・教育部次長・学校教育課長で小中一貫校の設立に向けた方針について協議	
H29. 2. 8	市長・副市長・教育長・教育部長・教育部次長・学校教育課長による協議を実施	<ul style="list-style-type: none"> 本市では「小中一貫型小学校・中学校」（中学校併設型小学校・小学校併設型中学校）の設置が望ましいのではないかとという議論がなされる。
H29. 3. 16	一宮北小学校・中学校において「一宮北小学校・一宮北中学校の運営に係る懇話会」開催	<ul style="list-style-type: none"> 教育部長から教育委員会の方針としては一宮北小中学校が「中学校併設型小学校・小学校併設型中学校」となるべく取り組みたい旨を教職員に説明
H30. 6. 6	一宮北小中学校職員と学校教育課副課長で小中一貫教育先進地の小野市立河合小中学校を視察	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫校(施設分離型)の視察研修
H30. 10月	はりま一宮小学校6年生が一宮南中学校で体験授業を受ける。(これ以降年度末まで中学校に滞在する時間をすこしずつ延長してのべ5回実施予定)	
H30. 12月末	宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針(案)作成	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育課が事務担当
H31. 3月	教育委員会で「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針(案)」について協議 (課題整理と修正)	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育課が事務担当
H31. 4月	市校園所長会で「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針(案)」周知	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育課が事務担当
H31. 4月	議会文教民生常任委員会で「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針(案)」報告	<ul style="list-style-type: none"> 意見聴取と修正
R元. 6月	先進指定校である一宮北小中学校PTA会長に「小中一貫教育の推進及び整備方針」について説明	<ul style="list-style-type: none"> 市連合PTA総会に先駆けて各会長に対し、学校教育課長・副課長が説明
R元. 6月	市連合PTA総会にて本市の「小中一貫教育の推進及び整備方針」について説明	<ul style="list-style-type: none"> 教育長・学校教育課長が出席し、概略について説明
R元. 6月	教育委員会で「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」決定	<ul style="list-style-type: none"> 前回定例会で出された意見を元に第2次案を上程

R元. 6月	「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」について市長に報告	・基本方針について市長の了承を得る
R元. 7月	一宮北小中学校教職員と学校教育課員が合同で先進地視察研修を実施	・鳥取県若桜学園小中学校を訪問予定
R元. 7月	総合教育会議で市長と教育委員会の合意を形成（課題の洗い出しと調整）	・これまでの経緯と今後の方針について説明
R元. 7月	議会文教民生常任委員会で「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」最終報告	
R元. 7月	一宮北小中学校合同職員会議に事務局が出向き、「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」について説明を実施 ※令和2年以降段階的に全小中学校で実施	・部長、次長、学校教育課長・副課長で対応
R元. 8月	広報しろう8月号で「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」について公開	・市民に広く周知 ・先進校として一宮北小中学校を指定
R2. 4. 13	一宮北中学校において、「一宮北小中学校一貫教育推進プロジェクト会議」の開催に向けた打合会を開催	・一宮北中学校長、一宮北小学校長、学校教育課副課長
R2. 6. 25	一宮北小中学校運営協議会において、「一宮北小中学校一貫教育推進プロジェクト会議」委員を依頼	・学校運営協議会委員のプロジェクト会議参加を承認
R2. 8. 3	第1回一宮北小中学校一貫教育推進プロジェクト会議を開催 ※以後、2ヶ月に1回程度のプロジェクトチーム会議を計6回程度開催	・めざす子ども像等について協議
R2. 8. 6	一宮北中学校PTA役員会に出向き、「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」について説明	・教育部次長、学校教育課副課長で対応
R2. 8. 7	一宮北中学校PTA役員会に出向き、「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」について説明 ※令和2年以降段階的に全小中学校PTA総会で実施	・教育部次長、学校教育課副課長で対応
R2. 8. 21	千種中学校に出向き、千種小中学校合同「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」説明会を実施	・教育部部長、教育部次長、学校教育課副課長で対応
R2. 9. 23	第2回一宮北小中学校一貫教育推進プロジェクト会議を開催	・名称、学校運営等について協議
R2.11.11	第3回一宮北小中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議	・学年編成、校名、校章、制服等について協議
R3. 2. 8	第4回一宮北小中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議（新型コロナウイルス感染症対策のため紙面開催）	・学習規律、ふるさと学習等について協議
R3. 3.30	第5回一宮北小中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議（新型コロナウイルス感染症対策のため紙面開催）	・特別支援教育基本方針、人権教育年間指導計画、外国語活動全体計画について

R3. 4. 1	一宮北小学校と一宮北中学校が小中一貫教育を推進する併設型小・中学校（一宮北学園）としてスタートする	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長、部長、次長、課長、副課長 出席 ・記念撮影
R3. 4. 8	一宮北学園開校式典	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者及び教職員を対象とした説明
R3. 4. 23	千種小中学校 P T A 総会において、今年度の小中一貫教育推進について説明	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会委員を対象とした説明
R3. 5. 19	千種中学校運営協議会において、今年度の小中一貫教育推進について説明	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会委員を対象とした説明
R3. 6. 3	千種小学校運営協議会において、今年度の小中一貫教育推進について説明	
R3. 6. 24	第1回千種小中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議を開催 ※以後、令和4年4月の小中一貫教育スタートに向けて、年間3回程度開催予定	<ul style="list-style-type: none"> ・校名、校歌、校章、学年について ・併設型小中一貫校の要件について
R3. 7. 6	第6回一宮北小中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回プロジェクト会議紙面提案事項及び紙面承認事項の結果について協議
R3. 8. 5	波賀小学校・波賀中学校に事務局が出向き、「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」について説明	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部次長、学校教育課課長、副課長で対応
R3. 11. 12	第2回千種小中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議を開催 ※通称名は千種学園に決定	<ul style="list-style-type: none"> ・併設型一貫校の通称名に係るアンケート結果及び通称名について ・併設型小中一貫校のための要件について
R4. 2. 14	第3回千種小中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議を開催 ※「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」にある、小中一貫校の9要件について、作成・検討・会議での承認が完了	<ul style="list-style-type: none"> ・併設型小中一貫校のための要件について ・全ての要件について、本会議で承認を得ることができ、令和4年度4月1日、併設型小中一貫校としてのスタートが決定
R4. 4. 1	千種小学校と千種中学校が小中一貫教育を推進する併設型小・中学校(千種学園)としてスタートする	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者及び教職員を対象とした説明
R4. 4. 22	波賀小中学校 P T A 総会において、今年度の小中一貫教育推進について説明	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会委員を対象とした説明
R4. 5. 6	波賀中学校運営協議会において、今年度の小中一貫教育推進について説明	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会委員を対象とした説明

R4.5.13	波賀小学校運営協議会において、今年度の小中一貫教育推進について説明	・併設型小中一貫校になったことを記念し、千種学園の児童生徒の交流を図る。
R4.5.18	千種学園記念交流会の実施	
R4.6.9	第1回波賀小中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議を開催 ※以後、令和5年4月の小中一貫教育スタートに向けて、年間4回程度開催予定	・校名、校歌、校章、学年について ・併設型小中一貫校の要件について
R4.6.23	第4回千種小中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議を開催	・4月以降の状況報告
R4.8.10	はりま一宮小学校・一宮南中学校に事務局が出向き、「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」について説明	・教育部次長、学校教育課副課長が推進方針等を職員に説明
R4.10.13	佐用町教育委員会から小中一貫教育推進に係る先進校視察（一宮北学園）	・授業参観及び学校教育課長、副課長及び一宮北小中学校長から推進状況等について説明
R4.11.11	第2回波賀小中学校一貫教育推進プロジェクト会議を開催	・併設型小中一貫校の学年について ・併設型一貫校の通称名に係るアンケート結果及び通称名について ・併設型小中一貫校のための要件について
R4.11.24	三木市教育委員会から小中一貫教育推進に係る先進校視察（千種学園）	・授業参観及び学校教育課副課長及び千種小中学校長から推進状況等について説明
R5.2.17	第3回波賀小中学校一貫教育推進プロジェクト会議を開催	・併設型小中一貫校のための要件について
R5.4.1	波賀小学校と波賀中学校が小中一貫教育を推進する併設型小・中学校(波賀学園)としてスタートする	
R5.4.21	はりま一宮小学校PTA総会及び一宮南中学校学年懇談会において、今年度の小中一貫教育推進について説明	・保護者及び教職員を対象とした説明
R5.5.23	波賀学園記念交流会の実施	・併設型小中一貫校になったことを記念し、波賀学園の児童生徒の交流を図る
R5.6.1	第1回はりま一宮小学校、一宮南中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議を開催	・併設型小中一貫校のための要件について

R5.6.9	第4回波賀小中学校一貫教育推進プロジェクト会議を開催	・4月以降の状況報告
R5.6.15	佐用町教育委員会から小中一貫教育推進に係る先進校視察（千種学園）	・授業参観及び学校教育課長、副課長及び千種小中学校長から推進状況等について説明
R5.8.2	城下小学校・戸原小学校・山崎南中学校に事務局が出向き、「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」について説明	・教育部部長、教育部次長、学校教育課課長、学校教育課副課長が推進方針等を職員に説明
R5.12.6	第2回はりま一宮小学校、一宮南中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議を開催	・併設型一貫校の通称名に係るアンケート結果及び通称名について ・併設型小中一貫校のための要件について
R6.1.24	第3回はりま一宮小学校、一宮南中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議を開催	・併設型小中一貫校のための要件について
R6.4.1	はりま一宮小学校と一宮南中学校が小中一貫教育を推進する併設型小・中学校（一宮南学園）としてスタートする	
R6.5.8	一宮南学園記念交流会の実施	・併設型小中一貫校になったことを記念し、一宮南学園の児童生徒の交流を図る
R6.6.6	第4回はりま一宮小学校、一宮南中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議を開催	・4月以降の状況報告
R6.8.9	山崎小学校・山崎西小学校・山崎西中学校に事務局が出向き、「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」について説明	・教育部部長、教育部次長、学校教育課課長、学校教育課副課長が推進方針等を職員に説明
R6.11.21	一宮北学園小中一貫教育実践発表	・一宮北学園としての推進内容の成果と課題を明らかにするとともに保護者及び地域に発信する
R6.12.14	第3回しそ教育創造フォーラムの実施	・コミュニティ・スクールの現状や課題についての基調講演・パネルディスカッションを実施
R7.3.27	第1回「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」改訂委員会の開催	・学校管理職、教職員代表、教育委員会事務局により構成される委員が整備方針の改訂に向け、協議を行う

R7.4.25	山崎南小学校PTA総会及び山崎南中学校PTA総会において、今年度の小中一貫教育推進について説明	・保護者及び教職員を対象とした説明
R7.4.25	山崎小学校PTA総会、山崎西小学校PTA総会及び山崎西中学校PTA総会において、今年度の小中一貫教育推進について説明	・保護者及び教職員を対象とした説明
R7.5.27	第2回「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」改訂委員会の開催	・学校管理職、教職員代表、教育委員会事務局により構成される委員が整備方針の改訂に向け、協議を行う
R7.6.16	山崎南小学校・山崎南中学校に事務局が出向き、「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」について説明	・学校教育課副課長が推進方針等を職員に説明
R7.6.24	第1回山崎南小学校、山崎南中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議を開催	・併設型小中一貫校のための要件について
R7.7.4	第1回山崎小学校、山崎西小学校、山崎西中学校小中一貫教育推進プロジェクト会議を開催	・併設型小中一貫校のための要件について
R7.8.21	河東小学校・神野小学校・蔦沢小学校・山崎東中学校に事務局が出向き、「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」について説明	・教育部部長、教育部次長、学校教育課課長、学校教育課指導主事が推進方針等を職員に説明

【付録3】校時表の例

○乗り入れ授業

- ・小学校から中学校へは、1・2校時または5・6校時に
- ・中学校から小学校へは、午前中に

〇〇中学校 校時表

校 時	時間	曜 日	
		月～金	
読書タイム	10分	8:10～	8:20
学級朝会	5分	8:20～	8:25
第1校時	50分	8:35～	9:25
第2校時	50分	9:35～	10:25
第3校時	50分	10:35～	11:25
第4校時	50分	11:35～	12:25
給 食	30分	12:25～	12:55
昼 休 み	20分	12:55～	13:15
第5校時	50分	13:15～	14:05
第6校時	50分	14:15～	15:05
学級清掃	10分	15:10～	15:20
放送終会	15分	15:25～	15:30
学習タイム	15分	15:30～	15:40
学級終会	15分	15:40～	15:50
部 活 動		15:55～	

◇◇小学校 校時表

校 時	時間	曜 日	
		月～金	
朝の会	15分	8:05～	8:15
第1校時	45分	8:15～	9:00
第2校時	45分	9:05～	9:50
第3校時	45分	9:55～	10:40
のびのびタイム	15分	10:40～	10:55
第4校時	45分	11:00～	11:45
第5校時	45分	11:45～	12:30
昼 食	35分	12:30～	13:05
昼 休 み	25分	13:05～	13:30
縦割り清掃	15分	13:35～	13:50
スキルタイム	15分	13:55～	14:10
第6校時	45分	14:10～	14:55
終わりの会	10分	14:55～	15:10
児童下校	月・火	14:30	1～3年
		15:15	4～6年
	水	15:15	1～6年
児童下校	木・金	14:30	1～2年
		15:15	4～6年

【付録4】

宍教学第 号
令和 年3月 日

兵庫県教育委員会事務局
播磨西教育事務所長 様

宍粟市教育長 ○ ○ ○ ○

令和○年度 宍粟市立○○小学校・□□中学校における
小中一貫教育の推進に係る兼務発令について

このことについて、下記のとおり計画していますので、ご配慮いただきますようお願い
します。

記

1 趣 旨

宍粟市立○○小学校・□□中学校は、令和☆年4月に、併設型小・中学校としてスタート
しました。令和○年度においても、兼務発令教員による小中乗り入れ授業を行うこと
を要件として、小中一貫教育を推進していきます。

○○小学校・□□中学校における令和○年度の兼務発令について、ご理解をいただくこと
ともに、宍粟市における小中一貫教育の推進についてご指導ご鞭撻のほどよろしくお願
いします。

2 期待される教育効果 【記入例】

(1) 確かな学力の育成

ア 中学校教員による指導について

- ・中学校音楽教員が小学校の音楽の指導に加わることにより、より専門的な指導法
等が小学校に導入されるとともに、既に合同開催している文化祭等についても引
き続き充実を図ることができるなど、小中学校の一体感を醸成することができる。
- ・中学校社会科の免許を有する中学校教員が、中学校における多様な実践から習得
している授業技法等を活かして、小学校第6学年に社会科の指導を行うことは、
小中学校の系統的な学習指導の実施に大きく役立つ。

イ 小学校教員による指導について

- ・中学校理科の免許を有する小学校教員が中学校1年生の理科の授業を行うこと
により、中学校における業務改善に資するとともに、小中学校の系統的な学習指導
の実施に大きく役立つ。

(2) 中1ギャップの解消

授業（教科指導）における子どもの様子等を小中学校間で共有することで、子どもの
発達状況に応じた指導の在り方について理解が進み、9年間を見通した系統的・継続
的な指導体制が構築される。

また、交流活動を充実させることで小学生が中学校を身近に感じるなど、中学校入学
時の不安解消につながることを期待できる。

(3) 教員の資質向上

授業や学校行事における協働体験が教員に良い刺激となり、子どもへの関わり方や指導方法等に対する意識変革につながることを期待できる。

3 令和7年度〇〇小学校・□□中学校における教員の兼務計画

(1) 兼務発令による指導教科と担当教員

ア 中学校教員による小学校での授業

【小学校4～6年 音楽】 … 〇〇 〇〇 教諭 ※免許状(音楽)

【小学校5、6年 社会】 … 〇〇 〇〇 教諭 ※免許状(社会)

イ 小学校教員による中学校での授業

【中学校1年 理科】 … 〇〇 〇〇 教諭 ※免許状(理科)

(2) 兼務教員の週あたりの担当時数

ア 中学校：〇〇 〇〇 教諭 … 小学校5、6年 音楽
3.1時間(週1.4時間+週1.7時間)

イ 中学校：〇〇 〇〇 教諭 … 小学校6年 社会
3時間(週3時間×1c1)

ウ 小学校：〇〇 〇〇 教諭 … 中学校1年 理科
4時間(週4時間×1c1)